

第七回 参議院農林委員会會議録 第二十七号

昭和二十五年四月十八日(火曜日)午後二時一分開会

本日の會議に付した事件

○農林物資規格法案(内閣提出)

○植物防疫法案(内閣提出)

○地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、動植物検疫所の出張所設置に關し承認を求めるの件(内閣提出)

○肥料取締法案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(楠見義男君) それでは只今から委員會を開会いたします。

最初に農林物資規格法案を議題にいたします。この法案につきましてはかねて御審議を煩わしておりまして、同時に各委員の共同提案の形で以て修正案を作成し、司令部の方で折衝いたしておりましたところ、昨日御報告申し上げましたように修正案を承認する旨の通知がございました。もう一度念のために修正案を朗讀いたしますと、

農林物資規格法案中修正案
農林物資規格法案の一部を次のように修正する。

第二十五條に次の但書を加える。

但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に對し相當の注意及監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則に第七項として次の一項を加える。

7 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十号を次のように改める。

二十 日本農林規格を定めること。

第七條第十七号を次のように改める。

十七 輸出農林畜水産物の等級、標準及び包装條件並びに検査に關すること。

十七の二 日本農林規格に關すること。

以上であります。

大體質疑の大半は済みましたが、尙殘された質疑があると思われまゝので、この際質疑をお願いいたします。

○藤野繁雄君 新旧の指定品目改正表を拜見して見ますというところ、新しいものに榮種が削除されておるのでありますが、榮種を削除されたところの理由を先ず伺ひたいいたします。

○政府委員(平川守君) 榮種につきましては、從來指定農林物資検査法によつて検査をしておりましたが、今後は食糧管理法の方で検査をいたしたいと、かように考えまして今回の規格法からは除いたわけであります。

○藤野繁雄君 政府が購入するところの甘藷、馬鈴薯は検査がその方にあると思うのでありますが、政府が購入せられないところの甘藷、馬鈴薯は検査せられない方針であるかどうか、この点を

お伺ひたいのであります。

○政府委員(平川守君) 主食關係の物につきましては、この規格法からは一応除いてありまして、食糧管理法の問題といたしまして、只今御指摘の甘藷、馬鈴薯を検査するや否や研究中であります。

○藤野繁雄君 甘藷、馬鈴薯は我が國食糧の將來においても重要なものと信ずるのであります。重要な物の取引の円滑を図るためには、どうしたつて検査が必要であるかと考えるのでありますから、研究中であるといいたしますならば、検査をせられるように取計らわれたのがよくはないかと考えるのであります。

次に調査會の委員の資格であります。が、どういふふうな資格であつて、農林大臣が任命しようという予定の者はどういふふうな者であるか、この点をお伺ひたいのであります。

○政府委員(平川守君) この調査會の委員につきましては、別に特に資格というものを考へておりませんのであります。が、關係の官吏及び試験場、研究所の職員、その他民間のこれらの物資に關する専門家というふうな人々を以て組織したいと考えてあります。

○藤野繁雄君 資料によつて見ますと、調査委員は五十人以上以内となつておるのであります。それから予算書を見まして見ますと、旅費手当及び給与金は百五十一人と、こうなつておるのであります。百五十一人というものは、延べ人員であるかどうか。

か。双方の数字に差がある理由をお尋ねしたいと思ふのであります。

○政府委員(平川守君) 只今の人数は延べ人員でありまして、その關係上殖えておるわけであります。

○藤野繁雄君 委員が若し官吏以外の者でやるといふようなことであつたならば、延べ人員の六百四というのはいくつの日当であるかどうか。この点お伺ひたいと思ふのであります。

○政府委員(平川守君) 只今の一日の日当であります。

○藤野繁雄君 それから専門委員は二百五十名以内となつておるのであります。が、専門委員の経費はどこから出されるのであるか。この予算を拜見して見てもちよつと考えられないのであります。が、この点お伺ひたいと思ふのであります。

○政府委員(平川守君) 説明員から：委員長(楠見義男君) それでは検査課長の田下君から説明をさせることにいたします。

○説明員(田下武弘君) どうも今の予算書に出ております人数の方は、委員も専門委員も両方一緒になつて出ております。官吏には勿論日当は払いません。民間の方にだけ払うように予算は出ております。それから東京におられる委員の方には大體予算は計上しておりますが、地方からおいでを願う方には旅費を計上してございます。そういう關係で委員は五十人以上、専門委員は二百五十人以上でございます。

ども、予算書の方は地方におられる人何人と予想し、或いは民間の何人という工合に予想いたしまして計上いたしましたので、その人数の食違ひができたわけでございます。その予算書の方はすべて委員會を一年間に何回開催するといふ基礎からいたしまして延べ人員で出ております。

○藤野繁雄君 若しそうといいたしましたならば、委員旅費の中に専門委員の旅費も含まれてゐるのか、この点お伺ひたいのであります。

○説明員(田下武弘君) 専門委員の方の旅費も加わつてございます。

○藤野繁雄君 次は十四條の關係であります。が、日本農林規格でない農林物資の規格について日本農林規格又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。こういふふうな書いてあるのであります。紛らわしいか、紛らわしくないかというところは、誰が決定するのであるか、これをお伺ひたいのであります。

○政府委員(平川守君) これは後の罰則の方で、第二十四條にこれに違反した場合に罰則があるわけであります。この罰則を適用されるか否かということとは、結局裁判所の判定になるわけであります。

○藤野繁雄君 そうするといふと、紛らわしいか、ないかということとは裁判所の判決による、こういうふうな了解していいのであります。か、お伺ひたい。

○政府委員(平川守君) 結局最後に問

題になるのは、この罰則の適用があるのかどうかというときに問題になるのであります。その判定は裁判所で判定されるということでもあります。

○藤野繁雄君 日本農林規格に適用する農林物資に対しては、第十四條の規格のあるなしに拘わらず、日本農林規格という名称を用いても差支ないものと解釈するのでありますが、さように解釈していいかどうか、お尋ねしたいのであります。

○政府委員(平川守君) ちよつと御質問の趣旨が分らないのでござい、ます。……

○藤野繁雄君 十四條には「何人も、日本農林規格でない」と書いてあるんです。日本農林規格でないんだから、あるものであつたら自由によつて差支ないかどうか、ない場合のことを書いてあるから、ある場合のことはどうか、こういうことです。

○政府委員(平川守君) 御質問の意味をはつきり掴めないかと思うのであります。農林規格でないその他の規格というものがまああり得るわけであり、民間で自由に規格を作るということもあり得るわけであり、そういう場合は日本農林規格に紛らわしい農林規格とか、これに紛らわしい名称を使つてはならない、こういう趣旨であります。

○委員長(橋見義男君) 藤野さんのお聞きになつておる趣旨はこういうことでは。農林規格のある農林物資については、普通で言へば農林規格を使つてやるのが普通だけれども、十四條のような規定がないから、それだから農林規格のある農林物資については、それと紛らわしいところの名称を

用いてもいいかどうか。そういう意味でしょう。

○政府委員(平川守君) これはちよつと速記を止めて頂いて……

○委員長(橋見義男君) ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(橋見義男君) 速記を始めて下さい。

○藤野繁雄君 これはいつも私が言うことでどうも相済みないが、第二十四條を読んで見ますと、一年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に處する。と、こう書いてあるのです。今日同時に上げるところの三つの法案で見ますと、植物防疫法案に上れば三年の懲役、五萬圓の罰金、一年の懲役、三萬圓の罰金、それから一萬圓以下の罰金、肥料取締法案によつて見ると、三年の懲役、十萬圓の罰金、一年の懲役、五萬圓の罰金、それから三萬圓の罰金、一萬圓の罰金、過料が二千圓、こうなつておるのです。同じ日に同じ農林省が出すところの法律に罰金と懲役の年限がかくも差があるというところは立法上において手落ちがあるんじゃないか、こう考えるのであります。この点お伺いしたいのであります。

○政府委員(平川守君) これは法務府の専門家の方で工業標準化法等と睨み合せまして、この罰則を考へて頂いたのであります。大体やはりこういう趣旨の何と言いますか、経済上の取締に類するようなものであるという一つの関係から、そういうものの懲役と罰金の関係ができておるのじゃないかと思ひますが、まあ非常に深い意味もないと思ひますが、これは大体工

業標準化法というものを一つの前例にとつて規定されておりますので、それに準じてこの罰則は定めた経緯になつております。

○藤野繁雄君 経済関係という、肥料取締法も経済関係なのである。肥料取締法によると三年の懲役、十萬圓の罰金、十萬圓の罰金なんです。一方の懲役、十萬圓の罰金なんです。一方の方は一年、二方の方は三年、余りにも差が甚だしいじゃないですか。

○政府委員(平川守君) これはどうも主として罰則の量定につきましては法務府の方に依頼をいたしまして、事務の輕重、性質等に依つて立案して頂いておきますので、御指摘のような点につきましては尙法務府とも連絡をいたしまして、適當なる調整を図つて頂くようにいたしたいと思ひます。

○藤野繁雄君 検査手数料を徴せられることになつておるのであります。検査手数料はどのくらい収入になるのであります。収入予算は示しておられないのであります。収入金額をお示しを願ひたいと思ふのであります。

○政府委員(平川守君) 今回の規格法におきましては、國が直接に検査をいたすような場合は殆んどないわけでありまして、主として地方団体において格付をいたすわけでありまして、これにつきましては地方自治法の方の定めを參照すると思ひます。現在のところ國としてこれに対する予算というようなことは考へておらないのであります。

○藤野繁雄君 参考資料として出してある指定農林物資検査法に基づく検査料、こういうのがありますが、これを拜見して見ますと、非常に大きいところの金額になつておるものも、小さい金額もあるものであります。地方でやられる場合においては任意にやられるのであるか、或いは政府の方で或る一定の基準を示されるのであるか、或いは又ここに検査料という資料が出ておるのであります。これが大体の基準になるかどうかの料金であるかどうか、お尋ねしたいと思ふのであります。

○政府委員(平川守君) このお配りいたしてあります検査料の資料は、從來の指定農林物資検査法に基きまして地方の方に検査を命令しております関係上、こういう規則を定めたのであります。けれども、今回の規格法によりまして、地方で行います格付は地方団体の固有の事務として自治法に基くことになつておるわけでありまして、従いまして、政府の方から一定の基準、或いは制限をするというのではないわけでありまして、自治法に基いて地方団体が自由に定められるわけでありまして、ただ實際問題として凡そどういふことになるであらうかというのを考へれば、一応從來こういう形をやつておりましたから、或いはこれが一つの実際上の基準になるかも知れませんが、法律上何もこれは効果がないのであります。

○岡村文四郎君 私がちよつと聞いて置こうと思つたことを藤野さんからお尋ねになつたのであります。刑罰の問題であります。次官がおいでになつたからお願ひをいたして置きます。この規格法の罰則は一年の懲役、

十萬圓の罰金になつておる。これは経済上の利益によつて罰金が重くなつておると思ひます。そこで肥料の方は、肥料を使った農家が規格に反したものをすると罰を被るので、それで罰金も大きく、罪も重くなつておるんだらうと思ひます。それは種々様々になつておりますが、どうもこうやつてお尋ねして、今の官房長の御返答みたいでは非常に残念ですから、今後は農林省の法律は統一して、十分眼を通して置いて、そういう罰則の適用を受ける事項については、納得の行くような説明をするのでなければ、今のようなことで、向うさんがやつたんだからどうもこつちは十分に分りませんというようなことでは、非常に残念ですから、これは一次官にお願ひして置きます。こういう法律がどんな出る時分に種々々々な罰則になつておるやうな、これはまあ、その説明がないかと思ひます。その説明がないと質問の進行にはならぬと思ひますから、一つこのやうなことはないように統一して、御答弁がはつきりできるように、それからこれはものの決め方をするやうに、何もかも、何でもかんでも法制の上から言つたら一年の懲役、五萬圓の罰金ということにはならぬ。そこで先程申し上げたように、肥料だつたら買つて使つた人は、それによつて害を受けるというところは、これは懲役に受ける。又利益を伴つておるから罰金と、こういうことで、三年とか或いは十萬圓とかというところも、どうか今後はそういうことのないやうに、聞かれる方に対して答弁ができるやうに、次官の方に將來はそういうふうにするやうにお願ひをいたして置きます。

○政府委員(坂本實君) 承知いたしました。

した。

○羽生三七君 前の委員会ですでお尋ねがなからかあつたかと思ひますが、特に農林物資の規格を決めるという点と同じようなことが、他の物資であります日常物資、例えばこれは農林でなしに、通産省関係というところが、そういうところはやはり規格というものは決定されておるのであります。

○政府委員(平川守君) 通産省関係の物資につきましては工業標準化法というものがございまして、やはりこういつたような、特に規格を定めてこれによるというところが、丁度この農林物資規格法と相対するものとして現存しておるわけであります。

○委員長(楠見義男君) 大體質疑も終了いたしましたのでありますから、これより農林物資規格法案について討論、採決に入りたいと思ひます……別に御発言もなければ、これより採決に入ります。

最初に修正案についての採決をいたします。先程朗読いたしました各委員共同提案であります、この修正案について御賛成の方の御起立をお願いいたします。

〔総員起立〕

○委員長(楠見義男君) 総員起立であります。原案の残余の部分について原案通り可決することに御賛成の方の御起立をお願いいたします。

〔総員起立〕

○委員長(楠見義男君) 総員起立、よつて農林物資規格法案は、全会一致を以て修正可決することに決定いたしました。

では、例によつて御署名願ひます。
多数意見者署名

羽生 三七 池田 守衛門
石川 準吉 藤野 繁雄
門田 定藏 北村 一男
深水 六郎 加賀 操
徳川 宗敬 山崎 恒
岡村 文四郎

○委員長(楠見義男君) 次に植物防疫法案及び地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、動物物検疫所の出張所設置に關し承認を求めの件、この二件を議題にいたします。この植物防疫法案につきましては、昨日御報告申し上げましたように、修正案について司令部と折衝いたしておりましたところ、その修正案の承認が参りました。御参考までに修正案を朗読いたします。

植物防疫法案の一部を次のように修正する。

第十八條第二項中「公表」を「告示」に改める。
これは御説明申上げますと、十八條第二項に「公表」という字があるのでありますが、ところがその「公表」という文字は、前條第二項の規定による公表をしない、云々と、こうありまして前條第二項は公表という文字を使わずに「告示」という文字を使つております。即ち第十七條の二項では「農林大臣は、前條の規定による防疫をするに、その三十日前までに左の事項を告示しなければならぬ。」というふうになつておりますので、外の方の修正をするついででもありましたので、非常に細かい事柄ではありますが、「公表」という字を「告示」に改める修正を先ず

第一点としていたしたのであります。その次は、

附則第一項を次のように改める。
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第二章並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

これは原案には施行期日が「四月一日から」ということになつておりますが、政府から提案をされましたのが確か三月三十日、法案が文書箱に入りまして、四月に入つてからでありまして、事実施行期日の前に審議をすることができませんので、こういうふうな修正をいたしましたのであります。

但書は、従来の輸出入植物検疫法、これを廃止することになつておりますが、現行法でいろいろ制限その他のことをやつておりますのを、新しい法律では公職会を開いてやることになつておりました、この法律施行と同時に、従来の輸出入植物検疫法を廃止いたしますと、現在やつております種々の制限禁止その他の規定が適用されず一時空白時代を生じますので、従つてこの但書を置くことにいたしましたのであります。

それからその次に、
附則第二項を第三項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、第一項の次に第二項として、次の一項を加える。
(施行の準備手続)
2 第七條第四項(第十一條第二項において準用する場合を含む。)に定める公職会は、この法律施行(前項但書の規定による施行をい

う。以下同じ。)前でも、第七條第一項第一号の省令又は第十二條第一項に掲げる事項を定めるために開くことができる。

これは今申上げましたように、現行輸出入植物検疫法を廃止することになりましたので、その経過規定としてこのような施行準備が必要であるために、こういうふうな修正をいたしましたのであります。

それから次は、
附則に第七項として次の一項を加える。
(農林省設置法の改正)
7 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第四條第二十四号の次に次の一号を加える。
二十四号の二 動物物の病菌害虫等を駆除し、及びそのまん延を防止するために必要な措置を行うこと。

第五十九條中「第二十号」の下に、「第二十四号の二」を加える。
これは今度の法律で害虫駆除予防即ち国内防除の規定が挿入されておりますので、これに關する規定は従来明確を欠いておりましたので、その關係で二十四号の二を加えることにしたのであります。

それから五十九條の方は、これは林野庁の所管事項で、森林害虫については先般の松くさ虫等の法律もございしましたが、その方は林野庁の所掌事項になるので、その点を明らかにするためにこれを挿入する、こういうこととであります。

以上の修正案が司令部から承認が参りましたので、これを予め、又念のために御報告申上げて置きます。で、この法案も大體質疑は済みましたが、尙討論、採決前に残された問題がございしますれば、この際御質疑をお願いいたします。

○藤野繁雄君 植物防疫法案関係予算一覧表によつて見ますと、本省予算に十一人が増加になります。動物物検疫所予算に四十四名、計五十五名の増員となつておるのであります。定員法ではこれを認められておるのであるかどうか、先ずお伺ひしたいのであります。

○政府委員(坂本實君) その定員は認められております。
○藤野繁雄君 動物物検疫所定員配置予定表によつて見ますと、横濱、小樽、神戸、門司、の四ヶ所は増員になるようになっておるのであります。又今度の提案によつて見ますと、新設ということになつておるが、二十四年度の職員数を見ると、新設のところにも職員が書いてあるところとはちよつとおかしく考えられるのであります。新設のところは職員を置いてある理由はどこにあるのであるか、これをお尋ねしたいのであります。

○委員長(楠見義男君) それでは説明員の竹内農産課長から説明をさせます。
○説明員(竹内二郎君) 二十四年度職員数と書いてありますのは、一応計画を書きましたので、二十四年度と申しますのは間違ひで、御訂正を願ひます。

○藤野繁雄君 横濱、小樽、神戸、門司だけに増員せられた理由を御説明願ひます。
○説明員(竹内二郎君) これは防疫事

業だけの方に増員をいたしましたものが含まれておるわけでありまして。と申しますのは、この四十四名の中二十七名が国内防疫に關係します職員であります。あと十七名が検疫に關係します職員であるわけでありまして。従つて二十七名の国内防疫に關係します者は、港のあるなしに拘わらず、そういうところにも屯らさせまして、それを關係の府県に出動させるような待機の姿勢をとるために、この防疫検査所の本所であります横浜、神戸、門司に増員をいたします考えであります。

○藤野繁雄君 横浜、神戸、門司に増員されるのは御尤もだと考えられるのであります。特に小樽に増員されるのは、今のお話とすれば幾らか違つてゐるようでありまして、小樽に四名増員せられるところの理由はどういふところにあるのですか。

○説明員(竹内二郎君) 小樽はこの防疫法が実施されますと、馬鈴薯の検査をいたさなければなりません關係上、その監督員をいたしまして特に小樽に四名増して行きたい、こういうふうな考えを持つております。

○藤野繁雄君 次は第三條の關係であります。植物防疫員であります。植物防疫員は非常勤であるのであります。必要に応じて採用される考えであるかどうか、必要に応じて採用されるというふうなことであるとしたならば、その採用されたところの防疫員も公務員であるかどうか、先ずこれをお尋ねいたします。

○説明員(竹内二郎君) この植物防疫員は県の職員、或いは協同組合あたりの職員の民間の人もおりますけれども、非常勤の公務員となります。

○藤野繁雄君 そうするとさつきお尋ねしたように、必要の都度雇入れれるのであるかどうか、この点お尋ねいたします。

○説明員(竹内二郎君) 原則といたしまして、必要な都度これを任命するのことにいたします。

○藤野繁雄君 私などは主食の検査に當つても、非常勤の者は、過ちが多い能率が上らない。こういうふうなことで、食糧庁の定員増加の場合においても、常勤にしなければできないというところを強く要望してゐるのであります。然るに今回ここに非常勤の者を必要に応じて雇入れれるというふうなことでたつたらば、植物防疫の完全なる実施に支障があるのではないかと、こう考へるのであります。非常勤であつても支障がないようにするのについて、如何なる対策を講ぜられる予定であるか、お尋ねしたいと思つてゐるのであります。

○説明員(竹内二郎君) この法律の発動いたしますのは、特殊な病気の出るときであります。常時はやはり植物防疫官がおりまして、これがさつき申しました二十七名が常にそういう方面の注意をいたします。併し不幸にいたしました場合、新しい病気が或る地帯に出ました場合におきましては、植物防疫員を任命いたしまして、その病気の撲滅に當るようにならしたい、こう考へておるわけでありまして。ここで非常勤といふわけでも、常時的に置かなければならぬ防疫員は、馬鈴薯或いは苗木の検査員であります。一年間は業務的に必要ありませんので、或る一定期間だけをこの防疫員と

して任命いたしますと同時に、それらの人々につきましては、常に病虫害に關係いたしました、病虫害のいろいろな講習その他によりましてその質を上げて行く、こういうふうにいたしまして行きたい、こういうふうに考へております。

○藤野繁雄君 そうしますと、この非常勤者の人件費というふうなもの、本省の予算にはないのであるかどうか、お尋ねいたします。

○委員長(楠見義男君) 速記を止めさせていただきます。

○説明員(竹内二郎君) この防疫員の官費或いは公務員につきましては、旅費及びその旅費に關係します費用は出しますけれども、手当は出さないつもりであります。それは旅費その他において組んでゐるわけでありまして。

○藤野繁雄君 第五條の第二項ですが「植物防疫官の服制は、農林大臣が定める。」と書いてあるのではありませんか、定めるだけであるか、これは現物を支給されるのであるか、被服費を支給されるのであるか、その予算は、拜見して見るといふやうだが、その予算は幾らであるか、又単価は、予算があるとしたら幾らであるか。それから植物防疫員の服制は、これは定める必要がないのであるか、これを尋ねいたします。

○説明員(竹内二郎君) この防疫官の服制につきましては、國際防疫の場合におきましては服制を定めまして、そうして備品をいたしまして各職員に貸与してゐるわけでありまして。それで、その

の予算は備品費の中で一着当り三千五百円を計上いたしております。そうして現在におきましては現物貸与をいたしております。次の防疫員の服制につきましては、これはありません。

○藤野繁雄君 二十五年年度の予算を拜見して見ると、こういうふうな被服費の支給がまち／＼なんです。私の調査したところによれば、一番大きいところの金額は約一萬円の被服費の予算があるのではありません。小さいのは六千円なんです。三千何百円という予算を若し組んでおられたとしたならば、その算出の基礎はどういうことであるか、お尋ねしたいと思つてゐるのであります。

○委員長(楠見義男君) それは説明員の八木君から説明して貰います。

○説明員(八木次郎君) 今の被服費であります。これは一般官吏の場合には三千五百円と大体決まつております。それから雇用人の方ですと、一年間六千円、こういうことでありまして、實際のところは一着背広を作る、或いは外套を作るというやうなことをしまして、相당한経費が要ります。これではとても賄ふことはできませんので、現在検査所でも、三年乃至五年計画を以て一通りのものを揃えてやる、こういうふうにしております。今年には帽子だけ、来年は上着だけ、こういうふうに残念ながらやらざるを得ない状態でありまして。

○藤野繁雄君 若しお話の通りとしたしましたならば農林大臣は服制は定めなければならない。結局有名無実の法律になることが往々ある、こう考へられますから、そういうことのないやうに一つ考へて頂きたいと思つてゐるのであります。

次に第六條です。これは私が法律を知らない結果であるか分りませんが、郵便物とは如何なるものであるかという定義があるかどうか。小形包装物とは如何なるものであるかという定義があるかどうか。そうしては第二項、第三項、その他後出て来るところのものいろいろの取扱に支障があると考えられるのであります。この点お尋ねいたします。

○説明員(八木次郎君) 郵便物は大体普通郵便物と小包郵便物に分れております。これは日本の郵便法でもはつきり分れておりますが、普通郵便物といふ中には封筒、葉書、或いは商品見本といふものが入つてゐるわけでありまして。ここにあります小形包装物といふのは日本の郵便法規にはありません。國際郵便條約にはつきり規定があります。

○藤野繁雄君 次は第七條の第一項第一号です。省令で定める地域、及びその植物といふのは現行通りであるといふことであるのであります。現行通りといふことを私存じませんので、一休省令で定める地域及び植物の現行通りの説明をお願いしたいと思つてゐるのであります。

○説明員(八木次郎君) 現在省令で決めておりますものに大体七種類の大きな大別ができます。それを一つ／＼例を取つて挙げますと、御存じのやうに「メデタレニアンミバエ」といふ恐るべき害虫がおります。これはあらゆる果実、あらゆる農産物につくものであります。主としてそれは熱帯地方におります。その分布は例えて申しますと、仏領インドシナ、タイ、マライ、イン

ド、パレスティン、シリア、トルコ、ギリシア、イタリア、フランス、ドイツ、スイス、マルタ、スペイン、ポルトガル、アフリカ、ベルムダ、西印度諸島、ペネズエラ、ブラジル、ウルグワイ、アルゼンチン、ハワイ諸島、オーストラリア、ニュージーランド、この地域に分布しているのであります。そしてあらゆる植物、果実を加害しております。それと同様に例えらうりみばえというようなものがありまして、これは台湾にもあります。瓜類の果実を全部侵します。これの分布してあります地域は北緯三十度以南の、台湾、南洋群島、中華民国、香港、フィリピン群島、仏領インドシナ、タイ、マライ、ボルネオ、セレベス、ジャワ、スマトラ、その他ビルマ、インド、セーロン、ケニア、ハワイ諸島、ニューギニア、その地方に産します胡瓜、西瓜、南瓜、その他の瓜科植物、トマト、隠元豆及び紅豆、こういふふうの……その外五、六種類がありましますけれども外国の分布状態を常に文獻で調査、研究いたしました、どこにどういふ虫が出た、或いは新しくどういふ物にも付くということが分りましたら、その都度その省令の規定を改正しております。それでたび／＼変わるようですから、原則として法律にて規定したいのであります。省令に落すことにいたしました。

はこういうものを禁止したという／＼と出先に全部通告するようになっております。その通告がありますと、禁制品は全部郵便禁制品になるわけであり、国際郵便法上の禁制品になるわけであり、それでありましますから、殆んどそういうものは日本に入つて来ないだらうと思われのであります。ここに特別に禁制品を書かなかつた理由、これは日本の方では一応必要である。こういうことがあるかも知れないと言つたのであります。関係方面の意向で郵便禁制品になるから、恐らく国際信義上そういう事態は起らないだらう、明らかに書いて置かなくても恐らくそういう問題は起らないだらうから、のけた方がいだらうというような忠告を受けたのであります。

は誰が負担するのであるか、お尋ねしたいと思つてあります。

○説明員(八木次郎君) いろいろな條件を先の條文で掲げてありますが、こういう條件でどういふ法律があるから、こういうものは輸入してはいけない。病氣のあるものは輸入してはいけない。幾段にも前に規定がありますので、この場合若しも向うが命じたことをやらなかつた場合は、行政代執行法でやらなければならぬのじやないかと思つております。大体廃棄してしまふといふものの数量は、余り沢山はあつておりません。それから消毒する場合輸入品としてやるということを前提にして消毒は命ずるのでありますから、向うでは外国へ積戻しを命ぜられる、或いは廃棄を命ぜられるといふことよりは余程有利になるわけでありましますから、相當の大きな費用がかかつても向うは無條件で負担してやつて呉れます。

に載せて告示するのであるか、その告示の方法をお尋ねいたします。

○説明員(竹内二郎君) これは官報で告示いたします。

○藤野繁雄君 官報に載せるというところは、形としてはそれでいいのであります。が、實際から言へば、遠いところに行けば一ヶ月かかつて官報が届くといふような現在の状況であつて、そういうふうなことは或いは不徹底に終らないとも限らないのでありますから、この点一つ公表される場合において、十分の御注意をお願いしたいと思ふのであります。

報に載せるということでありまします、さつきも申し上げたように中央から非常に離れたところであつたならば、三十日かかつて漸く到着するといふようなこともないとは限らないのでありますから、こういうようなのは或る程度三十日を延ばされる考えはないかどうか。

○説明員(竹内二郎君) これは三十日以前に知らず場合に、今の官報によつて告示もいたしますけれども、発生警察その他の陣容がありますので、これを通じまして極力早く分るようになりたいと思ひます。

○藤野繁雄君 政府は植物防疫法関係指定命令等というところで、有害動物及び有害植物の例を示されておられるのであります。が、日本の現在の状態から考へて行きますといふと、ただこれだけのものでは防疫の目的を達成することはできないと思つております。私の予定したところによつて見ますと、我が国では年々病虫害のために約二百億ぐらいの損害を受けておると考へるのであります。而してその大部分は現在においては稲熱病であるとか、螟虫であるとか、「うんか」であるとか、或いは黒斑病であるとかいうものが多いと考へるのであります。然るに今回の法律では馬鈴薯の輪腐れ病、その他数種に限られておるのであります。食糧自給態勢が叫ばれておるところの今日、水稻、或いは甘藷とこいうふうな重要な食糧の防除をこの法律から除外されたといふようなことは私はおかしいと思つてあります。新たに病氣が入つて来るところのものは、それでいいか分らないのであります。現在の緊急防除対策として

は、さつき申上げたように、毎年二百億も損害があるとしたならば、稲熱病であるとか、「うんか」であるとか、螟虫、黒斑病、こういうふうなものを絶對的に挙げなければいけないのであります。然るにこれを挙げられないといふことは、どうも本法の目的を達成することはできないような状態に陥るのではなからうかと、こう考えるのであります。この点についてお尋ねいたします。

○説明員(竹内二郎君) お説御尤もと考えておるのですが、この法律におきましては、先ず外国から入つて来ます新しい病気が非常に被害を呈しておりますので、今の例にありまして通りに、黒斑病にいたしましては、輪腐れ病にいたしましては、相当被害を及ぼしているわけでありまして、従つて先ず各港で一応そういうような防除陣を布きまして、中に入つて来ることを止めますと同時に、一応国内に不幸にして入つて来た場合におきましては、これは早期に発見し、又これを撲滅するという策をとらなければならぬ、と、こういうふうな考えを以ちまして、そういうふうな場合におきましては、国が全部負担してやるというような建前にいたしております。そういうたしまして、お話の稲熱病、「うんか」そういうような大被害を及ぼしますような病虫害につきましては、これは国内にあることでありますので、都道府県で十分その態勢をとつて、そしてこれを撲滅、或いは蔓延を防止するところというふうなことをいたしたいと、こう考えるわけでありまして、その際におきまして勿論この法律におきましては、国が負担いたします義務はつき

りと持つてはおりませんけれども、大發生をいたしました場合におきましては、政府といたしましては、これにできるだけ指導は勿論であります。防疫費その他につきましての予算処置も極力講じまして、そして農産物の生産確保ができるようにと考えておるわけでありまして、この法律でそういう場合におきまして国の負担義務を申ししますか、そういうような点には触れておらないのであります。

○藤野繁雄君 次は第十八條です。「左の各号に掲げる命令をすることができ令であるか、總體的命令であるか、これを指導したい」と思ふのであります。

○説明員(竹内二郎君) 農林大臣は個にこれを命令をいたすわけでございます。例えば總括的に申しますか、或いは総括でなくいたしまして、或る病気に罹ります場合に、植物例えれば果樹に虫が付いておまして、これが蔓延し、今後非常に拡がって行くという場合におきましては、その植物を栽培しておる者につきまして木を伐らせるとか、或いはそれを焼捨てる、こういうようなことをいたします場合もありまして、又そういう植物の栽培を制限いたしまして、或いはこれを禁止する例えれば或る地帯におきまして「いも」の病気がある場合におきまして、これが蔓延する場合におきましては、一定期間を限りましてその「いも」の栽培をさせない、こういうようなことをいたしたいと考えておるわけでありまして、

○藤野繁雄君 次は第十九條第三項です。「費用を弁償しなければならぬ」と書いてあるのであります。費用弁償の予算額は幾らあるか、お尋ねしたいと思ふのであります。

○説明員(竹内二郎君) この補償すべき費用につきましては、予算のうちに害虫駆除予防費として九百六十万円あります。その範囲内でこれを行ひ得る場合におきましては、この予算内におきまして非常に金額が多くなりましてこれを計上いたして、そして支出いたすように考えております。

○藤野繁雄君 次は第二十條第一項の損失であります。損失の範囲はどういうふうな考えられておるか、或いはこれも補償しなくちゃできないのであります。補償の予算はどういうふうな組んでおられるのか、お尋ねしたいと思ふ。

○説明員(竹内二郎君) 補償は、例えて申しますと柑橘の蜜柑の駆除をいたします場合に、その蜜柑を摘果させて採りまして、そしてこれの虫を駆除いたします場合に、その蜜柑を他の方法によりまして利用いたします。例えれば檸檬酸を取るか、こういうようなこと、或いは蜜柑酒と申しますか、果実酒に作るとかいうような場合の原料といたしまして、或る程度の価格があるわけでありまして、従つてその価格の通常販賣いたします価格との差額、こういうものにつきまして三人の評価人によりまして評価されまして、それで価格を決定いたします。その予算につきましては、先程申しました九百六十万円が一応予備的な性質を持つておりますので、その範囲内におきましてはその金額でやりますし、これ以上になりました場合におきましては、補正予算等によりまして、予算の増額を図りまして支出いたしたい、こう考えております。

○藤野繁雄君 これもいつもお尋ねする問題であります。第二十三條の「二週間以内」というのは、発信主義であるか、受信主義であるか、これによつていろいろの問題が惹起するのであります。ですから、お尋ねしたいと思ふのであります。

○説明員(竹内二郎君) これは受信主義でございます。受取りまして二週間以内に申立をする。こういうふうな考えております。

○藤野繁雄君 若しこれが受信主義と云ふことであつたならば、重大問題が起るのであります。私は二十三條は発信主義と云ふのであります。発信主義ではないのであるか、改めてお尋ねいたします。

○説明員(竹内二郎君) 受信主義でございます。受信主義と考えております。

○藤野繁雄君 第二十四條の第一号です。二十四條の第一号によつて第六條の第三項を除外しておられるのであります。三項を除外した理由はどこにあるか、お尋ねしたいと思ふのであります。

○説明員(八木次郎君) 第六條の第三項は郵便物の場合であります。でこの場合は例をとつて申し上げますと、今救恤小包が沢山来ております。これについて本人は何も知らない。ただ向うから送つて来た。こういうものを受取つた場合、直ちにその人を輸入者として処分することが適當であるかどうか、犯意も何もない、過失でもない。送られて来たものは当然受取らなければいけない。又そういうものが郵便物

にありますが、これに強い罰則をかけるのは適當なんではないかと思ふ。

○藤野繁雄君 次は農薬の常時備蓄制度であります。過去においては緊急防除対策として、農薬の常時備蓄をしておられたのであります。その後農薬の事情でこれを中止しておられるようでありまして、害虫はいつどこに突発するかわからないのであります。又その被害は非常に大であるのであります。でありますから、これは絶對的に農薬の常時備蓄が必要であると思ふのであります。が、そういうふうなことをされる考えはないかどうか。若しそういうふうなことであるといたしましたならば、その備蓄に對しては融資の計画がなくてはならない。而して大体から言つたらばその融資は最低二億四千萬を要すると思ふのであります。が、こういうふうな計画があるかどうか、お尋ねしたいと思ふのであります。

○説明員(竹内二郎君) 御説御尤もと考えて、いろいろ備蓄につきましては前にも手を打つたのであります。御承知の通りに肥料配給公団におきまして一定量の薬を保有いたしまして、そして必要な時に出すようにいろいろ前によつておりましたのであります。けれども、一般市場におきましてその後の出廻り等を見ますと、相當に潤沢になつて来ておりますので、大休間に合う程度に製造はできておるのであります。併しながらここに一番問題になりますのは、その薬を買い集める場合に、非常に資金がお話のように要るわけでありまして、この資金の調達に困りますので、この前も本委員会の方で

そういうようなお話もあり、又業者の方の事情もありますので、目下それにつきまして金融課長の方でいろいろ折衝して頂いておられますけれども、現在におきましてまだ確たる回答を得ておりませんので、御了承を願いたいと思います。

○藤野肇雄君 予算書によつて見ますと、備品費が一十六百四十九万四あるものであります。この前、うち千六百万四というものは動力噴霧機を準備する。こういうふうなことであったのであります。この動力噴霧機は如何なる系統を通じて、どこに準備せられる予定であるか。又すでに予算は通過したのであります。直ちにこれに着手しておられるかどうか。現在配給の方面に着手しておられないとしたならば、いつこれを実行されるお考えであるか。この点お尋ねしたいと思ふのであります。

○説明員(竹内二郎君) この噴霧機或いは撒粉機につきましては、まあ動力式の大規模機械を買入れまして、さつき申しました横浜、神戸、門司、この検査所を中心に備へ付けて置きます。そして、これを県の病気の発生状況によりまして、これを出動、県の方に貸し与へまして、それを使って頂くようにと考へております。現在におきまして、予算も成立いたしました関係から、どの式をどの地帯にとこういうわけ、最近この動力噴霧機の性能も段段とよくなつております関係からいたしまして、目下静岡の試験場でこの研究をいたしておりますので、係官を派遣してその機械の性能その他につきまして今調査をいたしております。従いまして少くとも稲の病虫害の防除の時

期までに間に合わせたいと、こういう考へで目下手配をいたしております。

○岡村文四郎君 大分この法案として重要なことを聞きたいと思ひます。一つしつかりした御答弁を願ひたいと思ふのであります。本法案の第十三條の第一項によれば、種苗の生産者は、毎年その栽培地において栽培中に植物防疫官の検査を受けなければならぬことになつております。本法の第十五條第一項において「農林大臣は、第十三條第一項の規定により検査を受ける者から……手数料を徴収することができる」と書いてあります。而して配付の資料によれば、右の国内植物防疫の対象は差当つて種馬鈴薯と、主な果実の苗木が予定されておるのであります。説明員の説明によりますと、果実の苗木は関係範囲も狭いので、既定の施設を以て無手数料で検査を行うが、種馬鈴薯については必要な検査を行うとすれば約二千四百六十余万円の経費を必要とするので、これが予算を近く補正予算で要求したい計画であるとのことでありまして、右について種馬鈴薯の検査に關して次の事項をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(藤田巖君) お話のように、種馬鈴薯につきましては私共も検査の必要を認めておりますので、目下要求いたしております予算が通過いたしますれば検査を実施したい、国営検査を実施したい、かように考へております。

○岡村文四郎君 只今の御答弁では予算を要求いたしておりますので、その予算が成立せなければ国営検査は行わない。予算が成立すればやりたいというように聞かれますが、そうであるかどうか。

○政府委員(藤田巖君) 検査の必要は私共認めておりますけれども、予算が通りません場合に、必要な経費を手数料で賄う、全部を賄うということも不可能であります。従つて予算が通りませんければ、遺憾ながら検査は実施し得ないと考へております。

○岡村文四郎君 この問題は全国に關係がありますが、併しながら種馬鈴薯のことについては、種馬鈴薯の産地に最も關係のあることでありまして、よくお聞きし、よく決めて置きます。と、法律にそういう区分けが書いてありますので、後から問題が起きてはいかぬと思ひますので、こゝでしつかりした責任のある御答弁を頂きたいと思ひますが、種馬鈴薯につきましては品質の改良をし、無病健康な種子を配給して増産に資することは当然のことでありまして、種馬鈴薯の生産者も今までと違つて今後は自分で立派な種を生産して、需要者に安心をして買つて貰えるような種でなければ、将来の種馬鈴薯の使命はないと考へておられます。それを検査することによつて取れることになつておるから、予算が成立しなかつたら検査料を取るといふことになつたのでは、非常に困るのであります。この際予算が成立をせなければ種馬鈴薯の検査料は徴収をしないといふことをはつきりして貰いますとつうことと、若し予算が成立しなくて

種馬鈴薯の国営検査ができないとすれば、種馬鈴薯に対する何らかの措置をお考へになつておるかどうか併せてお伺ひいたします。

○政府委員(藤田巖君) 二千三百万円程度の経費が要るわけでありまして、これを手数料だけで賄うというところは不可能でありますので、若しも現在要求しております予算が通りませんければ、今年は見合せざるを得ないのじやないか、かように考へております。従つてその際におきまして我々といひましては、お話の通り健全な種を配付するということは極めて必要でございまして、その点については指導の面において、これを極力力強いふうなことをないよう農家を指導して参りたいと思ひますが、検査自体はこれは遺憾ながら見合わせざるを得ないかと考へます。

○岡村文四郎君 局長の御答弁を承わりますと、取らぬといふことでもなしに、検査料のみでは不可能であるから予算を要求いたしておるが、この予算が成立しなければ止むを得ないから今年の検査は実行しない、こういうふうなお話になります。但し、底には取るといふことを建前に考へておられると承わりますが、本員は絶対に種馬鈴薯から検査料を取ることは不可能であるから取つていかん、若しお取りになるという御意見なら又別に考へをしなればならぬことになりまして、取らぬといふ言明ができないかどうか。

○政府委員(藤田巖君) 我々の要求いたしております予算をそのまま認めて頂くことに大蔵省で話がつきますれば手数料は取りません。それでこの予算が認められなければ我々といひましては検査は見合わせる。ただ予算の要求において若干の手数料を取れというふうな財務当局からお話がございますれば、そのときは或いはこれは話合いによつて取らなければならぬことになるかと思ひますが、その際の手数料というものは極くこれは実費程度の低いものにして行きたい、かように考へております。

○岡村文四郎君 検査という建前、検査の必要性から考へますと、自由になつた今日多少の手数料を取ることもいいじやないかといふことにも聞えますが、今まで国がやつておつて、自由になつたがために検査料を取るといふことは甚だ遺憾であります。どうも局長の御返事は、場合によつたら何ぼか取らざるを得ない、取れと言へば取りますが、こういうふうなお話のようであります。本員は種馬鈴薯の検査料は当然国の責任においてやる、そこで二千三百万円の予算を要求いたしておるやうであります。それが一千五百万円の予算が取れた、半分しか取れないといふことになりまして、現在二分を賄つたらどうかといふ案があるやうであります。そうすると一分の手数料を取られませんかという疑義が起りますが、そうではなしに検査の実費というお話がありました。私はあの二千三百万円が実費だらう……実費でないならばその予算の要求はしないのであります。実費であるならばあの予算金額が必要であると思ひますから、予算が通らなければ、検査料を目当に検査を行なないといふことの言明がないと都合が悪いのですが、この点は如何でしようか。

○委員長(補見義男君) ちよつと速記を止めて。

午後三時三十九分速記中止

午後三時五十四分速記開始

○委員長(補見義男君) 速記を始めて

○政府委員(藤田巖君) 種馬鈴薯につ
きましては、馬鈴薯が主食としての重
要性が継続する限り、検査に関する予
算が取れない場合は検査をいたしませ
ん。従つて手数料徴収の問題は起ら
んと考えております。

○岡村文四郎君 今まで各委員会の経
過を見ますと、速記をとつて証拠に
残そうとして、あらゆる委員会に各委
員が答弁を求めておりますが、それを
政府が実行いたしてありません。そこ
でその嫌いもあるので、非常に不安で
ありますが、このことだけは絶対に、
如何に政府が變つても責任を持つて貰
うことを委員会でお含み置き願ひたい
と思ひます。

○委員長(補見義男君) それでは、大
体これで質疑も終了したようでありま
すから、これより植物防疫法案を議題
にいたしまして討論、採決をいたしま
す。

○藤野繁雄君 今回の植物防疫法案
は、仔細に検討いたしましたれば、尙不
十分の点も見出されるのであります
が、国又は都道府県において植物防疫
を行い、病虫害の防除を行う態勢を進
めたことは、農業生産の確保に對する
一歩前進として、その意義少なからざ
るものがあるのであります。そこで先
ず適切な措置として、賛成の意を表す
るのであります。併しながら一方我が
国における病虫害の損害は毎年二百

億圓に達し、食糧生産、国内食糧自給度
の向上に重大なる支障を招いておる実
情にあるのであります。従つてこの病
虫害を防除することができたらば、
毎年二百億圓に相当する食糧輸入の必
要を減ずることになり、我が国財政上
に裨益するところ又多々であるのであ
ります。よつて政府は今回の植物防疫
法を第一歩とし、更にこれを一般病虫害
害に及ぼす等、全面的に拡充強化して
防疫態勢の遺憾なきを期すべきである
のであります。即ち政府は現在我が國
に蔓延しておる稻熱病、螟虫、「うん
か」、黒斑病等の異常発生に當つても國
費を以てこれを防除する対策を講ぜら
れたのであります。又病虫害の異常
発生に對処するため、国家施設として
異常発生に必要な農薬を常時予備貯蓄
するの指導を併せて講じて頂かなければ
ならないのであります。更に又これに
要する資金は備蓄者に低利を以て最低
二億圓くらいは融資されたいのであり
ます。

次に、以上の農作物防疫に関する行
政機構を確立整備せられたいのであり
ます。又防疫に必要な撒粉機等の農
機具の整備に努められたい。今回國家
で無償で配付する動力噴霧機が、本法
整備に伴い予算に計上せられたいこと
とは、不満足ながら積極的意義を認め
ることができるのであります。将来更
にこれを拡充し、防疫が國家施設を以
て十分にその効果を發揮するように進
められたい希望を持つておるのであり
ます。

○委員長(補見義男君) 外に御発言が
なければ、これより採決いたします。
先ず修正案を議題にいたしまして採
決を求めます。先程申述べましたよう

な共同提案の修正案に御賛成の方の御
起立を求めます。

〔総員起立〕

○委員長(補見義男君) 総員起立。次
に修正箇所を除いた原案全部につきま
して、原案通り賛成の方の御起立を求
めます。

〔総員起立〕

○委員長(補見義男君) 総員起立、よ
つて全会一致を以て本件は承認するこ
とに決定いたしました。
例によつて御署名願ひます。
多数意見者署名
羽生 三七 池田 宇右衛門
石川 準吉 藤野 繁雄
門田 定藏 北村 一男
深水 六郎 加賀 操
徳川 宗敬 山崎 恒
岡村文四郎

○委員長(補見義男君) 最後に、肥料
取締法案を議題にいたします。本件に
つきましては、昨日大體の質疑を終了
いたしましたのでありますが、尙この際若
し残された質疑がありますれば、お願
ひいたします。

○藤野繁雄君 第二條の第四項です。
農業協同組合は肥料を生産し、購入し、
又は販売いたしましたも、業としてし
ないものでありますから、生産業者、輸
入業者、又は販売業者でないに解釈し
ていいと思うのであります。この点
についてお尋ねしたいのであります。

○政府委員(藤田巖君) この点につ
きましては、やはり協同組合もこの法律
の建前といたしましては、生産業者又
は販売業者というふうな考慮されてお
ります。

○藤野繁雄君 私などは第五國會であ
つたかと思ひますが、家畜商法を審議
する場合においては、農協が家畜を取扱
うについては、やはり免許を受けなく
ちやできないのではないかと、いろいろ
ふな意見を持つておつたのでありま
すが、政府当局の説明によつて見ます
と、農協は業として取扱うのではない
のだから、認可を受ける必要はないの
だ。家畜商法は業としてやる者だけを
取扱うのだと、こういうふうなことで
あるものであります。同じ政府が提案
される法律で、一年も経たないうちに
同じ意味の法律が出て、別の解釈にな
るということは、根本的に政府の方針
が揺動しておると考えるのでありま
す。そういうふうな考えを持つておりま
したならば、農協は業者じやないが、
営利をしておるのじやないか、こうい
うふうなことになるので、農協の将来に
一大支障を生ずるのであると信ずるの

○政府委員(藤田巖君) これは現在の
規則の關係におきましては、やはり協
同組合は生産業者又は販売業者とい
うに扱つております。

御存じの例え、公団取扱の肥料に
つきましては、指定業者の登録をいた
しておるわけでありまして、むしろこ
れはその実情から考えまして、我々とい
たしましては、他の商人と同様に取扱
うことが適當かと考えております。

○藤野繁雄君 法律の建前としては、
取扱は別といたしまして、私の今質問
しておるのは、生産業者、輸入業者、
販売業者であるかどうか。生産業者、
輸入業者、販売業者じやない、業者じ
やないけれども、便宜上というふうな
に取扱うのだと、こういうふうなこと
であれば分るのであります。業として
でないところの者を、法律には「業とす
る」と書いてあるのに、業とせない者
を業とすることは間違ひじやないか。
この点は更に政府の御考慮をお願いし
たいと思ひるのであります。如何です。

○政府委員(藤田巖君) 成程協同組
合は、その目的からいたしまして商人
のような、つまり営利を目的として云
云といふことは、これは当然にない部
面もあると思ひます。組合員の必要と
する物を共同購入する、或いは又組合
員の生産いたしましたものを共同販売
する。こういうふうなことであります
から、いわゆる営業というふうな、つ
まり営利を目的とするという觀念とは
違ひかと思ひますが、社会通念上から
考えまして、やはり協同組合の行いま

す事業というものも、これはやはり肥料のみに限らず、その他の衣料品、或いは他の取締規則の關係からいたしましても、協同組合のものは、これは別だといふふにいたしますことは、却つて実情に沿わない。むしろやはりこれは協同組合も他の業者と同様な取締の下に適當な保護を受け、取締も受けて行くということが正しいのじやないか。同じ扱ひをして行くことが正しいのじやないかといふに考えます。

○藤野繁雄君　そうして見ると、政府はみずから出した法律、或いは国会を通過したところの法律が数種ある場合において、或る法律では業とすると認め、或る法律では業とすると認めない、こゝういふうなことになるならば、全く統一がないところの法律上の解釈になつて来ると思ふのであります。これ以上申上げて同じことかと存じますけれども、どういふふうに解釈するか。更に一つ検討をお願いしたいと思ひますが、如何です。

○委員長(楠見義男君)　ちよつと速記を止めて。
午後四時八分速記中止
午後四時二十二分速記開始
○委員長(楠見義男君)　それでは速記を始め下さい。

○藤野繁雄君　第四條の第一項の二号及び四号の肥料といふものは、どういふふうなものであるかお尋ねしたいと思ふのであります。

○政府委員(藤田巖君)　お答えいたします。第二号の肥料はマンガン肥料でございますとか、石灰石粉末とか、そういうものであります。四号は、これは有機質肥料を指しております。

○藤野繁雄君　それから同條の第二項の「公定規格が定められていない普通肥料」、これを御説明願ひたい。

○政府委員(藤田巖君)　これは新規な肥料であります。いわゆる仮登録の對象となるようなものを指しております。

○藤野繁雄君　第六條の第二項に、二千円を超えない範囲内において手数料を納付せしむるというふうなことを書いてあるのではありませんか、参考資料によつて見ると、二千円だ、こゝう書いてあるのではありませんか。果して、参考資料のように二千円以内だけれども、二千円を超えない範囲内だけれども、現在においては二千円取られる考えであるかどうかお尋ねしたい。

○政府委員(藤田巖君)　これは二千円を取る予定にいたしております。

○藤野繁雄君　登録、仮登録にいろいろの差があると思ふのであります。二千円を超えない範囲内といふことは、差があるからそのいふもののついで差をつけた方がよいといふようなこと、こゝういふうな立法をしたのであると考へられるのであります。若し二千円を取るということだつたら初めから二千円を超えない範囲内というふうな紛らわしい文句を使われたい方がよいと思ふのであります。将来においては、現在は二千円取つておるが何とか考へるのだ、そのために二千円を超えない範囲だと、こゝうしておるのだ、こゝういふうなものであるかどうかお尋ねしたい。

○政府委員(藤田巖君)　私共できれば手数料は低くしたいと考へておりますので、現在の貨幣価値の場合には二千円と考へておりますが、将来又貨幣

価値の変動その他がございまして、更に手数料を下げるというふうな情勢が参りましたときは、これは下げたいと思つております。

○藤野繁雄君　手数料の納付形式は如何なる形式を取られるのであるか。証書によるのであるか、何であるかお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(藤田巖君)　これは国の場合は収入印紙であります。県の場合は県の証紙がございまして、それを貼らせるということにいたしております。

○藤野繁雄君　第七條に「調査をさせ」と書いてありますが、調査の方法がどういふふうなものであるか。参考資料によつて見ますと、最近における地方肥料取扱状況一覽、こゝういふふうなのを拜見して見ますれば、地方庁には戦災その他のためにいろいろの調査をするのに不完全な設備であると考へられるのであります。調査は成分調査までやらせられるのであるかどうか。又この法律が通過して調査させられるということだつたら、こゝういふうな成分調査、その他までやるところの設備に対してはどういふふうなお考えを持っておりますか、この点お伺ひします。

○政府委員(藤田巖君)　これについては分析鑑定等をいたします。成分の調査もいたしたいと思ひます。

○藤野繁雄君　そうして見るという、この表を見てみれば、青森は全産で何もない、宮城も全産で何もない、群馬も何もない、神奈川、新潟、富山辺りにもない、こゝういふうなことでは成分調査ができるとお考えであるかどうか。こゝういふうなものに対しては政

府は何らかの方法で金を出して速かに設備せられるか否かをお尋ねしたい。

○政府委員(藤田巖君)　現在設備のない府県におきましては、これは検査所において、これを便宜やらせたい。それから今後将来の問題として、これはできるだけさうな施設は、これを全部漏れなく整備をして参りたいとこゝうに考へております。

○藤野繁雄君　検査が、地方庁においてあるところのものは、地方庁が検査の準備をしろと、こゝういふうに設備の命令を出されるのであるかどうか、この点お伺ひしたいのであります。

○政府委員(藤田巖君)　これも地方自治庁の財政の許す限りいたしたいと考へております。我々もいたしましては極力若干の手数料収入であります。が、それらのものも見合ひにいたしまして、できるだけ地方庁においてもさうな施設を整備さすように懲罰して参りたいと思つております。

○藤野繁雄君　第九條第一項であります。これは農林大臣は自発的に登録される考へであるか、その点お伺ひしたいのであります。

○政府委員(藤田巖君)　自発的と申されたような意味は、ちよつと分りかねたのであります。これは当然申請を待つて、その結果を確認いたしまして登録をします、こゝういふうなことになっております。

○藤野繁雄君　第十九條第五項です。第五項には「命令の定めるところにより」と、こゝう書いてあるのではありませんか、これは如何なる命令であるか。外のところを見ると省令は省令と書いてあつて、こゝだけに命令と、こゝう書いてあることの現由はどういうことであるか、お尋ねしたいと思ふのであります。

○政府委員(藤田巖君)　ここに特に命令と書きましたのは、その内容が政令で書きましますと、省令で書きましますと、二つございまして。従つて兩者を包含する意味で命令と書いてあります。従つて政令で書きまします場合は、農林大臣の販売許可を必要とする肥料についての規定、それから都道府県知事の販売許可を必要とする肥料についての規定、それらについて政令事項を考へております。その他のものについては、別途又省令と考へております。

○藤野繁雄君　第二十一條の第一項「必要がある」と認めるとき」と、これはどういふうな場合であるか、お尋ねしたいと思ふのであります。

○委員長(楠見義男君)　石川説明員に説明をいたさせます。

○説明員(石川修三君)　御質問の「必要がある」と申しますのは、この内容が施用上の注意という事項と、原料の使用割合といううなことで、二つございまして、その施用上の注意の場合は、これは農民がまだ扱ひ慣れないような新肥料の場合、こゝういふ場合であります。それから原料の使用割合とは、これは配合肥料の場合を考へております。尚必要がある場合と申しますものは一般的には省令等で命令しませんが、具体的にその肥料について命令をするというふうに考へております。

○藤野繁雄君　二十八條です。二十八條に「施設の種別」とこゝう書いてありますが、「施設の種別」とはどういうことを考へておられるか、御説明をお願いいたします。

○薩野黨旋君 二十五年度の予算を拜見してみますという、政府の予算

○委員長(楠見義男君) 大体それでは質疑も終了したようでありますから、

段の準備と施設を置いて貰いますことを希望申上げて、本案に賛成いた

石川 準吉
藤野 繁雄
門田 定藏
北村 一男

農林技官
(農政局肥料課)
石川 修三君